

「おおいた動物愛護センター動物飼養管理等業務委託」 に係る提案競技募集要項

1 趣旨

本要項は、おおいた動物愛護センター動物飼養管理等業務について、譲渡推進のために効率的・効果的でより適切な飼養管理、犬のしつけ、集客力のある情報発信事業等の実施にかかる業務の委託先募集に関し、提案競技に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 業務内容等

- (1) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (2) 履行場所 大分県大分市大字廻栖野3231番地47
おおいた動物愛護センター
- (3) 契約期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで(長期継続契約)
- (4) 業務にかかる上限額117,572,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (5) 著作権等 県が実施する活動等（県のホームページ等への掲載、県が実施する各種講話やイベント等での使用、大分県内における広報媒体での放映、市町村や企業等への貸出）で使用することを許諾すること。
また、著作物及び委託契約に基づく県の著作物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 募集方法

大分県庁ホームページに募集要項を掲載し、広く公募する。
掲載期間 令和7年7月28日（月）～8月18日（月）

4 参加資格等

- (1) 参加資格
提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - イ 県から要請があった場合に、当日中に担当者等を派遣することが可能な者であること。
 - ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - エ 特定の公職者（その候補者を含む。）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問票」(様式1)にて行うものとし、質問票は電子メール又はFAXで提出すること。なお、着信を必ず確認すること。

(2) 質問票の提出先及び提出期限

- ① 提出期限 **令和7年8月4日(月) 17時15分まで**
- ② 提出先 〒870-1201 大分県大分市大字廻栖野3231番地47
大分県動物愛護センター 愛護企画課
E-mail a13920@pref.oita.lg.jp
FAX 097-588-2211

(3) 回答

令和7年8月12日(火) までに、県庁ホームページに掲載します。

6 企画提案書の提出等

- (1) 業務の目的等に留意のうえ、犬、猫の殺処分をできるだけ減らし譲渡を推進するための飼養管理、犬のしつけ及び情報発信業務等に関し、効率的・効果的でより集客力のある企画等を具体的に記載した下表の企画提案書等を作成し、**8部**を提出期限までに提出すること。

(A4サイズ。長辺綴じ(ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること))

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号、FAX番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 企画提案書	仕様書に沿って、犬、猫の殺処分をできるだけ減らし譲渡を推進するための飼養管理及び犬のしつけ、情報発信業務に関し、効率・効果的でより集客力のある事業等、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。詳細は「作成要領」を参照すること。	様式自由 (A4版)
③ 協力企業一覧表	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4版)

④ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
⑤ 見積書	項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式2 (A4版)

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

① 提出期限 **令和7年8月18日(月) 17時15分**まで

② 提出先 〒870-1201 大分県大分市大字廻栖野3231番地47
大分県動物愛護センター 愛護企画課

※上記提出場所に持込のうえ提出すること。メール等での受付は行わない。

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

7 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、予備審査を行うことがある。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案競技参加者にFAXで通知する。

なお、審査委員会は**令和7年8月22日(金)**に実施を予定している。(予定は変更になることがある。)

(2) 審査委員会では、企画提案にかかるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。なお、質疑は15分以内とする。

(3) 審査結果は、**令和7年8月28日(木)**を目処に審査委員会に出席した全ての提案競技参加者に対して文書により通知する。

(4) 最優秀提案を行った者を受託候補者とする。ただし、受託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を受託候補者とする。また、受託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

8 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。

(3) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と受託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

9 引継ぎに関する事項

受託候補者となった者は令和7年10月1日から円滑に業務ができるよう準備すること。

また、受託候補者は令和7年9月30日までの受託者と飼養管理業務及びホームページ保守管理に必要な事項等について、同者と協議のうえ引継ぎを行うこと。

10 次年度以降の契約について

本件契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は契約を解除する。

11 本件に関する問い合わせ先

〒870-1201 大分市大字廻栖野3231番地47

大分県動物愛護センター 愛護企画課

電話 097-588-1122 FAX 097-588-2211